

陳 情 番 号	陳情第 1 2 号
件 名	岐阜市民病院における診療録記載、患者説明、診療録訂正及び相談対応に関する制度点検を求める陳情
受 付 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 1 日
回 付 委 員 会	厚生委員会
(陳 情 要 旨) 岐阜市立の医療機関である岐阜市民病院において、診療録、病名登録、患者説明、診療録訂正、患者相談対応、処方後の薬局照会及び費用処理に関する運用が、市民の権利保護及び行政判断資料の信用性に重大な影響を及ぼし得るため、岐阜市議会における制度的な点検及び再発防止策の検討を求める。 診療録は単なる病院内の事務記録ではない。労災、障害認定、保険給付、警察及び保健所への相談等において、診療録の記載が判断資料として扱われることがある。そのため、診療録に事実と異なる記載、説明を受けていない病名登録、左右誤記、または根拠が不明な記載が存在する場合、患者は医療上だけでなく、行政手続上も重大な不利益を受ける可能性がある。 私は、労災後遺障害等級に関する処分について、労働保険審査会に再審査請求を行っており、本件では岐阜市民病院の診療録、診断書、患者説明、処方、薬局照会、病名登録等が、後遺障害等級、CRPS、神経障害、労働能力制限の評価に関係し得る資料として問題になっている。したがって、岐阜市民病院の診療録の信用性を確認することは、個人の不満にとどまらず、市民が公的医療機関を利用する際の制度的信頼に関わる問題である。 さらに、本件に関連して、岐阜市民病院で処方された薬剤の一部について、労災または保険請求として処理されず、薬局側が費用を負担していたことが薬局からの回答により確認された。私はこの事実を知らず、後日、薬局から説明を受けたため、保険適用外の10割負担として支払いを行った。 この事実は、患者が不正をしたという問題ではなく、処方後の照会、請求区分、病院側の対応、薬局負担、患者への説明とその記録が適切であったかを確認すべき制度上の問題である。 本件については、岐阜市保健所、岐阜県医療安全支援センター、岐阜中警察署、労働保険審査会等に、順次、証拠資料及び事実確認書面を提出している。 これは、特定個人を攻撃するためではなく、診療録、患者説明、処方後対応、行政判断資料としての信用性について、関係機関に適正な確認を求めるためである。 なお、本陳情は、特定個人の刑事責任や懲戒処分を求めるものではなく、現時点で犯罪成立又は故意を断定する趣旨でもない。 病院の診療録及び患者対応が、労災、障害認定、医療安全相談等において判断要素となり得ることから、市民が安心して岐阜市民病院を利用できる制度整備を求め、下記事項について陳情する。 記 1 診療録及び病名登録について、入力者、更新者、入力日時、更新日時、記載根拠、患者説明の有無を確認できる制度運用がなされているか、議会として点検すること。 2 患者が診療録の誤記、左右誤記、診療実態と異なる病名登録、または説明を受けていない記載に気づいた場合、訂正の申出、追記、訂正文の作成、本人への説明がどのような手続で行われるのか、制度として明確化すること。 3 処方後に薬局から照会があり、労災または保険請求の区分に問題が生じた場合、病院、処方医、薬局及び患者間で、どのように記録、説明し、費用処理を確認するのか、制度として点検すること。	

- 4 患者支援センター、医療安全管理部門、病院事業管理者、市長部局、市議会との間で、市民からの重大な相談がどのように共有され、どのように回答されるのか、窓口対応の記録化と説明責任を明確化すること。
- 5 診療録が労災、障害認定その他の行政判断資料として用いられる場合、当該診療録の信用性、原本性、同一性、訂正履歴、患者説明の有無が確認できる仕組みを整備すること。